

社会福祉法人大鰯町社会福祉協議会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大鰯町社会福祉協議会役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は月額とし、次の通りとする。

- ①会 長 月額 50,000円
- ②常務理事 月額 100,000円

第3条 役員の報酬は、その就任の日から計算して支給する。

- 2 前項の日割計算の方法は、その月の現日数による。

第4条 役員が退職又は死亡等によってその職を失ったときは、当月の報酬の全額を支給する。

(支給方法等)

第5条 報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月7日に一部改正し、平成30年4月1日から施行する。